

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査の種類

財務監査（定期監査）

2 監査の対象

選挙管理委員会事務局

3 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務は法令等に適合し、適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理において、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、経済的、効率的、効果的に行うよう努めているか。
- (4) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

4 監査の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に係る事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査の実施期間

令和8年4月15日（水）から7月3日（金）まで

6 監査の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課からの監査結果は次のとおりです。

選挙管理委員会事務局

＜第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に係る投・開票所物品運搬撤収業務委託＞

茅ヶ崎市契約規則第82条において準用する同規則第71条第2項では、「契約者は、工事の一部を第三者に請負わせようとするときは、請負工事一部下請負届を市長に提出しなければならない。」と規定されていますが、再委託の届出が行われていませんでした。

＜第27回参議院議員通常選挙に係る投票用紙計数機点検業務＞

随意契約理由書が、契約締結後に作成されていました。

7 意見・要望
特になし